

## 第 3 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 5 年 3 月 1 6 日(木) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
  - ( 1 ) 議案第 7 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ( 2 ) 議案第 8 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ( 3 ) 議案第 9 号  
農業委員の辞任について

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫  
5番 大串 政一 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友  
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 11名

12番 郷 義郎 13番 円谷 和司 14番 近内 壽夫  
15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄 17番 味原 孝一  
18番 南條 博 19番 添田 勉 20番 小池 力  
21番 福田 正三 22番 斎藤 英幸

欠席委員 4番 金沢 和則 11番 根本 浩一

事務局

事務局長

荒木 成輔

事務局次長兼農地管理係長

吉田 慶司

書記

会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は19名です。定足数に達しておりますので、只今より第3回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 5番 大串政一委員を指名いたします。

---

(1) 議案第7号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議事に入ります。議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第4条第1項番号1についてですが、事業計画者は住宅敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

- ・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 農地法第4条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和5年3月8日午前9時より、荒木局長、吉田次長、会田局員、最適化推進委員根本浩一さん、私の5人で現地を確認しました。

申請地は、県道11号線を石川から白河方面に向かい、王子橋を渡りま〇〇〇〇m先右側の石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡の畑です。

申請理由は、今まで居住していた同所〇〇〇〇番地上の住宅が老朽化したので、隣接地で自己所有の申請地に住宅を新築し、転居したいことです。

申請者の〇〇〇〇さんの父が昭〇〇〇〇年に農地転用しないで新築し転居しました。平成〇〇〇〇年に父が死亡し、今般、その遺産相続登記を専門家に相談して当該地の登記地目を調査したところ、畑であることが判明し、農地転用許可手続きが必要なことを指摘され、農地法許可申請をす

ることに至りました。

雨水は南側県道側溝に流水し、給水は既存の井戸、トイレ排水は汲み取りで処理します。周囲は三方が宅地、残り一方が県道なので、農地等への影響はありません。なお、顛末書も提出されており、この案件は問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告ありました農地法第4条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第7号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第8号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第8号 農地法第5条1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は太陽光発電設備用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

次に、番号2についてですが、事業計画者は太陽光発電設備用敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和5年3月8日午前10時30分より、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇〇〇㎡を現地で、譲渡人大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地〇〇〇〇氏代理人行政書士〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇番〇〇〇〇氏代理人行政書士〇〇〇〇氏、荒木局長、吉田次長、会田主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の7名で現地調査をしました。

当該地は、県道母畑白河線を〇〇〇〇より北へ〇〇〇〇mの地点右側に位置し、転用目的は太陽光発電設備の設置であります。

申請地の北側と東側が道路、南側が山林、西側が宅地であり、日照等の支障はないと思われます。雨水は地下浸透と傾斜をつけて北側道路側溝に排出し、周囲に与える影響は無いと判断しこの案件は特に問題が無いと思われますので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告ありました農地法第5条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第8号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和5年3月8日午前10時より、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>の現地で、譲渡人大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地〇〇〇〇氏代理人行政書士〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇 〇〇〇〇番 〇〇〇〇代理人行政書士〇〇〇〇氏、荒木局長、吉田次長、会田主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の7名で現地調査をしました。

当該地は、県道母畑白河線を〇〇〇〇〇〇より北へ〇〇〇〇mの地点より左折し、町道を東へ〇〇〇〇mの地点右側に位置し、転用目的は太陽光発電設備の設置であります。

申請地は北側が道路、西側の一部は宅地、東側は山林、西側の一部は農地ですが隣接地にパネル設置の予定はなく、南側の農地は申請地より高いため、日照等の障害はありません。また、申請地は平坦であり、雨水は自然地下浸透なので周囲に与える影響は無いと判断し、この案件は特に問題が無いと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告ありました農地法第5条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第8号 農地法第5条第1項番号2につい

て承認するものと決定いたします。

---

(3) 議案第9号

農業委員の辞任について

- ・ 議長 次は、議案第9号 農業委員の辞任についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 只今説明のありました農業委員の辞任について何かご意見等ございましたか。
- ・ 仲田昌勝委員 事務局長と会長で対応されたと思うがそのあたりのいきさつを説明いただければ納得できると思うので説明いただきたい。
- ・ 事務局長 金沢委員は昨年7月頃から総会を欠席しています。仕事は、行政書士会の県の会長をしており、また、全国の役員もしていてなかなか総会にでられないとの話がありました。また個人的な都合もあると思われれます。個人的なことに関わるものもあるのでお知らせできるものはありません。
- ・ 仲田昌勝委員 欠員になるが、補充について伺います。
- ・ 事務局長 現在の委員の任期が7月19日となっております。次期委員の募集をしたとして、この事務処理に2、3か月かかります。議会の承認も必要であり、後任を見つけるのも時期的に難しいので欠員のままと判断しました。  
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第9号 農業委員会法第13条の規定により、委員の辞任申出について同意するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時12分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 3番

\_\_\_\_\_ 5番